

法令等遵守態勢

■ 法令等遵守態勢への取組み

当行では、役職員一人一人が公共的使命・社会的責任を果たすため、銀行取引に係るさまざまな法令等の遵守に加えて、銀行内の業務規程や社会的規範に逸脱するような行動を慎み、良識ある営業活動を維持するため、法令等遵守態勢の強化・充実に努めております。

法令等遵守に関する専担部署の設置

本部に「リスク統括部コンプライアンス管理課」を設置し、法令等遵守全般に亘る統括・管理、反社会的勢力の排除、銀行取引の適切性確保等、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する体制とし、法令等遵守態勢の有効性・実効性の確保に努めております。

法令等遵守責任者・法令等遵守担当者の配置

本部の各部室および各営業店の部店長を「法令等遵守責任者」とし、法令等遵守状況の確認、職員に対する指導・教育等を担当しております。また、役席者の中から「法令等遵守担当者」を任命・配置し、法令等遵守責任者を補佐する体制としております。

コンプライアンス委員会の設置

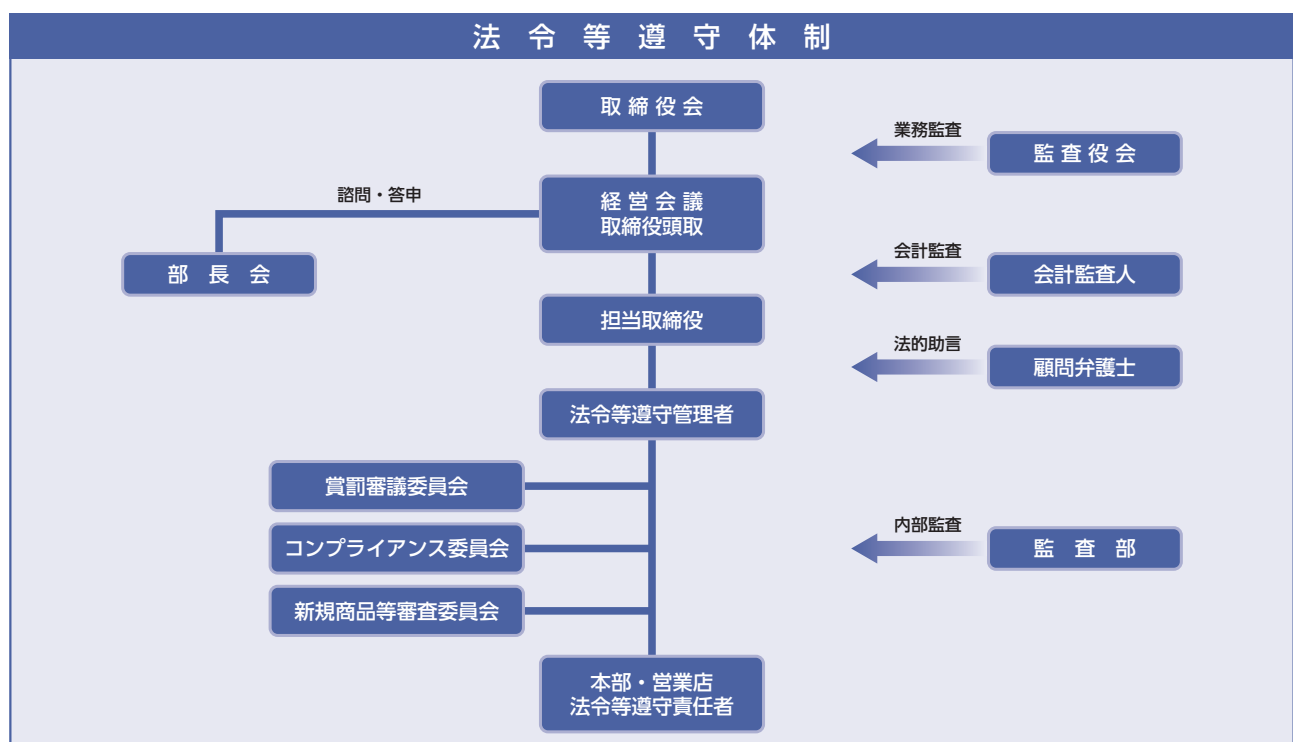
取締役を委員長、関連部室長を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守（コンプライアンス）に係る基本方針や遵守基準の策定、「コンプライアンス・プログラム」の策定、反社会的勢力排除のための施策の検討など、コンプライアンスに関する事項の審議を行っております。

「コンプライアンス・プログラム」の策定と実践

当行では、法令等の制定・改正への対応や役職員の研修など法令等遵守に対する実践計画を明確化した「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、取締役会およびコンプライアンス委員会において、定期的に実践計画の進捗・達成状況を確認しております。

「コンプライアンス・マニュアル」の制定と活用

銀行業務の遂行において遵守すべき法令等の解説を記載したコンプライアンスの手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全職員に周知するとともに、日常業務、研修会および勉強会などに活用しながらコンプライアンスマインドの醸成に努めております。



■ 反社会的勢力への対応

当行では、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を強化して反社会的勢力にかかる情報収集・管理を行うなど、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、これを遵守してまいります。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対する行動基準として「反社会的勢力対応要領」を定め、反社会的勢力による不当要求には、取締役等の経営陣をはじめ組織全体で対応します。

また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。

また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。

また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

■ マネー・ローンダリング等防止への対応

当行では、「マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止について、経営陣が主導的に関与し、組織全体として実効的な管理態勢の構築に努めております。

マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、有効な内部管理態勢を構築することにより、提供する金融商品・サービスが組織犯罪等に利用されることの防止に努めます。

1. 運営方針

マネー・ローンダリング等防止のための組織・規程を整備し、役職員の役割および手続き等を明確にすることにより、適時適切な対応を実施できる態勢を構築します。

2. リスク評価の実施

マネー・ローンダリング等にかかるリスク評価を定期的実施し、実効的な対策を講じます。

3. 取引時確認、資産凍結等の措置にかかる確認

本人確認等の取引時確認やテロリスト等に対する資産凍結等の措置にかかる確認について、的確に実施します。

4. 疑わしい取引の届出

日常的な取引モニタリングを行った結果、検知した疑わしい取引について、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の教育・研修

行内研修等を通じ、全役職員に対してマネー・ローンダリング等防止に関する知識の習得と意識の向上を図ります。

6. 遵守状況の点検

マネー・ローンダリング等防止にかかる法令や諸規程の遵守状況の点検を定期的実施し、その結果を踏まえて継続的に管理態勢の改善に努めます。